慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法五六三〕債務超過の状態にある会社の整理と取締役の経営判断(高知地裁平成二六年九月一〇日判決)
Sub Title	
Author	武田, 典浩(Takeda, Norihiro) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2016
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.4 (2016. 4) ,p.113- 124
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160428-0113

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　五六三〕　債務超過の状態にある会社の整理と取締役の経営判断

（高知地裁平成二六年九月一〇日判決
平成二五年(ワ)第二〇八号
損害賠償請求事件（棄却、控訴）
金融・商事判例一四五二号四二頁）

〔判示事項〕

債務超過の状態にある会社の取締役は、会社事業の整理（廃業）の要否や時期、方法などの判断を行うに当たっては、当該企業の業種業態、損益や資金繰りの状況、赤字解消や債務の弁済の見込みなどを総合的に考慮判断し、事業の継続または整理によるメリットとデメリットを慎重に比較検討し、総合判断を行うことが要求され、これはいわゆる経営判断にほかならない。

〔参照条文〕

会社法四二九条一項

〔事　実〕

原告X社は、陸舶用機関の製造修理を主たる業とする特例有限会社である。訴外A社は機船底曳網漁業を目的とする特例有限会社であり、漁船を所有し、毎年九月から翌年四月までを漁期として漁業を営んでいた。

被告Y_1は、昭和六二年四月三〇日から訴外A社が破産手続開始決定を受けた平成二三年一一月二一日までの間、A社代表取締役として、漁船の点検、整備なども含め、A社の経営全般を統括担当していた。被告Y_2は、平成二〇年一月一九日から平成二三年一一月二一日までの間、A社取締役として、父である被告Y_1を補助しながら、A社の支払や

銀行借入などの職務を行っていた。

X社は昭和六二年頃以降、A社から漁船の整備の注文を受けるようになり、平成二三年四月頃まで同整備を請け負っていた。

A社は、平成一七年度末以来債務超過の状況にあった。同年度末には一二四万円余の当期純利益を計上していたものの、その後は当期純損失を計上することが常となっており、債務超過額、当期純損失額ともに徐々に増大しつつあった。同期間中、A社のX社に対する買掛金は、一部は現金で支払い、残余はサイトが半年から一年程度の手形を振り出すことにより決済していた。ところが、平成二一年九月に徳島沖で漁業区域違反があり、A社は平成二二年四月八日から同月二八日まで操業停止処分を受けるなどして、円滑な決済ができず、また、売上高（水揚高）が減少したことなどもあり、平成二一年度に生じた修理代金の支払を同期間中にできないとの事態が発生した。また、平成二二年には、前年度のX社に対する買掛金の決済ができていなかったため、一カ月から半年程度のサイトが短い手形を振り出して決済するようになった。さらに、平成二二年一〇月七日には船員の死亡事故、天候不順などの影響により売上高（水揚高）が減少し、また、死亡事故を含めた違反行為によりA社には罰金や行政処分を受けるおそれが生じた。

Y_1は、上記の状況を踏まえA社事業を継続していくことが困難であると考え、銀行融資を受けてA社債務を整理清算するとともに、A社漁労長に漁業許可を得させて漁船を賃貸し、その賃料収入によりA社の銀行借入を返済するスキームを考えた。Y_1はX社と交渉し一五〇〇万円を一括で支払って買掛金残高を清算する方向で協議を進め、これを受け、平成二三年八月一〇日、Y_2は訴外B銀行に一五〇〇万円の融資を申し込んだ。

X社はY_1に対し、平成二三年八月中に一括で買掛金を支払うことを条件に、残高のうち八〇〇万円の値引きに応ずる旨を回答したが、一五〇〇万円と当時の買掛金残高二三三七万一一五三円との差額分三七万一一五三円についてX社は更なる値引きに応じられないと回答し、結局、交渉はまとまらなかった。

Y_1らはA社の事業を継続することが事実上不可能となったと判断し、平成二三年八月三一日、B銀行に融資の申込を撤回し、同年九月には事業継続を断念した。A社は、平成二三年一一月二一日、高知地方裁判所において、破産手続開始決定を受け、平成二四年一二月一二日、同手続は終結した。なお、平成二三年九月二〇日時点で、A社は五六

四〇万九〇四七円の債務超過の状態にあり、会社債権者としてはX社が二三三七万一一五三円、Y_1らが約四〇〇〇万円の債権を有していた。

X社は、同手続開始決定時において、A社に対する整備代金債権二三三七万一一五三円を有しており、同手続において、三六万八四〇〇円の配当を受けたが、手続終結に伴い、その余の二三〇〇万二七五三円が回収不能となった。

Y_1はA社に対する善管注意義務を負うべき代表取締役として、平成二〇年一月一日以降できる限り早い時点で、会社債権者たるX社との取引を中止し、その債務を弁済したうえで、A社を清算するなどして事業を整理すべき注意義務を負っているが、この注意義務に違反していることを理由に、X社はY_1に対し、悪意又は重過失による任務け怠があったとして、会社法四二九条一項に基づき、上記回収不能金二三〇〇万二七五三円の支払を求めた。（なお、Y_1に対する監視義務に違反しているとして、会社法四三〇条に基づきY_2に対しても同額の連帯責任の追及がなされたが、この点につき判示していないため、本評釈ではY_1の義務に焦点を絞る。）

〔判　旨〕

請求棄却

一　「Y_1らが、債務超過の状態にあるA社の取締役として、同社の事業を継続させるかどうか、同社の再建や清算などの可否も検討した上で、主たる会社債権者であったX社との取引を中止し、A社の事業を整理すべき注意義務（善管注意義務）に違反したかどうかが争点となるところ、このような会社の事業を整理（廃業）するかどうか、整理する場合の時期や方法などをどのようにするかといった判断を行うに当たっては、当該企業の経営者である取締役としては、当該企業の業種業態、損益や資金繰りの状況、赤字解消や債務の弁済の見込みなどを総合的に考慮判断し、事業の継続又は整理によるメリットとデメリットを慎重に比較検討し、企業経営者としての専門的、予測的、政策的な総合判断を行うことが要求されるというべきである。

もっとも、このような判断は、将来予測も含んだ、いわゆる経営判断にほかならないから、取締役には一定の裁量判断が認められ、その裁量判断を逸脱した場合に善管注意義務違反が認められるが、その違反の有無については、その判断の過程（情報の収集、その分析・検討）と内容に著しく不合理な点があるかどうかという観点から、審査され

るべきである。また、その際には、取締役の第三者に対する損害賠償責任を定める会社法四二九条一項が、単なる任務のけ怠ではなく、「悪意又は重大な過失」に限定している点も十分に斟酌すべきである。」

二　①A社は、平成一九年度末及び平成二〇年度末のいずれも純利益が計上できず、債務超過額が二〇〇〇万円以上に達していたが、資金繰りはできていた。②過去の実績から判断して、A社は出漁すれば毎月八〇〇万円程度の売上高が見込め、これによりX社に対する買掛金の支払ができたとのY1の判断には裏付けが存在する。③A社は底曳網漁以外に収益を上げる手段を有しておらず、漁船を操業させるためには、X社に整備等を依頼せざるを得ない状況にあった。

よって、「平成二〇年度末前にA社の整理を検討決定しなかったY1の判断の過程及び内容が著しく不合理なものということはできない。」

三　①A社は、平成二一年度末及び平成二二年度に売上高が四〇〇〇万円台に減少し、売上総利益も計上できず、平成二二年度末には四七六八万〇七〇三円の債務超過となり、平成二一年度においては買掛金の支払ができなかった。しかし、②買掛金支払ができない原因となる事実（操業停止処分、売上高減少）の発生は期首に予測できたとは認められず、平成二二年度末には支払期限を短くした手形を振出して早期支払を企図し、破産開始までX社が一括弁済を求めた形跡もなく、平成一七年度から二二年度までの間、買掛残高は一七〇〇万円程度で推移していたことに照らせば、A社の資金繰りが行き詰っていたとは認められない。③二、②のとおり、売上高がある限り、X社に対する買掛金の支払がある程度できる。④平成二三年八月に、銀行融資で債務を一括清算し、A社が漁労長に漁船を賃貸し、その賃料でもって融資金を返済するとの清算整理計画を立て、結局は交渉がまとまらなかったが、この整理清算経過は相応の具体性、合理性を備えたものと評価できる。

以上から、「平成二三年度におけるA社の清算整理の計画の内容などをみる限り、結局、同年八月までにA社の事業の整理を検討決定しなかった被告Y1の判断の過程及び内容が著しく不合理なものということはできず、結局、被告Y1に注意義務違反があったと認めることはできないというべきである。」

〔評　釈〕

判旨三について疑問

一　本件は、債務超過の常況にあったA社の船舶の整備を行うことによりX社に生じた整備代金債権の未回収部分を損害として、取締役の対第三者責任（会社法四二九条一項）を追及した事例であり、いわゆる履行見込のない取引類型の直接損害追及事例（岩原紳作編『会社法コンメンタール（9）』三五七頁（吉原和志））に該当する。また、債権者直接損害に関する取締役の対第三者責任に経営判断原則を適用させ、結果的に請求が棄却された点について注目に値する。

会社法四二九条一項（会社法制定前商法二六六条ノ三第一項）が適用される事件数は極めて多いことがしばしば指摘され、そのうちの多くが倒産した中小企業の事案であるが、その展望からみると、本件事案は二点において特徴的であるといえる。①（X社の主張をそのまま受け入れて裁判所が判断したに過ぎないが）Y_1の注意義務の内容が「会社事業の整理（廃業）」の判断に向けられていること、②（①の基準に照らした判断なので当然であるが）認定事実が清算のタイミングの適切性へ向けられていること、である。

二　取締役の対第三者責任について最も議論が集中しているのは、責任の法的性質である（南保勝美「取締役の第三者に対する会社法上の責任をめぐる解釈問題」永井和之ほか編『会社法学の省察』二五九頁）。最高裁は昭和四四年判決（最大判昭和四四年一一月二六日民集二三巻一一号二一五〇、二一五三頁）の多数意見において、①立法趣旨は取締役の責任強化にある、②責任の法的性質は特別法定責任である、③悪意・重過失は会社に対する任務懈怠について必要である、④回復されるべき損害の範囲は直接損害（取締役の任務懈怠により第三者が直接的に被る損害）と間接損害（取締役の任務懈怠により一次的に会社に損害が生じ、その結果二次的に（間接的に）第三者が被る損害）の両者を含む、⑤一般不法行為責任との競合が生じる、との立場（法的責任説）を示し、これが学説においても多数説化したようである。ただ本件では、法的性質に関する理論的な考察がなくどの説に与しているのかを明確に判断することはできない。しかし、直接損害に関する対第三者責任を検討しているため、間接損害限定説を採用していないことだけは確実であろう。

直接損害に関する対第三者責任で最も議論が集中しているのは、第三者に対する加害行為が、なぜ第三者との関係だけではなく、会社との関係において任務懈怠となるのかである。会社と委任関係にある（会社法三三〇条、民法六

四四条）取締役の任務は、対会社であるはずであるので、任務懈怠により生ずる責任は会社に対するものであると考えるのが筋である。直接損害は取締役が第三者に対して直接損害を与え、その結果、第三者に対して直接責任を負うことが筋であるため、責任の前提となる義務は直接第三者に対するものと解することが筋であるかもしれない（例えば、大杉謙一「役員の責任」江頭憲治郎編『株式会社法大系』三三五頁）。また、「任務懈怠」の意味が変質している（近藤光男「役員の対第三者責任の事例における最近の動向と今後の展開」企業会計六二巻七号八五頁）など、「任務」の「対会社」性を薄れさせるといった解釈が最近なされるようになっている。

これに対して、近時有力説は、主に（二〇〇八年改正前）ドイツ有限会社法六四条一項（現倒産法一五ａ条一項）の倒産申立義務の趣旨が、会社の債務超過時に倒産手続開始の申立てを行う義務が生じることに重点を置くよりもむしろ、倒産申立義務を実行するために取締役には会社の財務状況を不断に検査する義務が存在することを踏まえ、会社の財務状況を問わず取締役は不断の財務状況検査義務を負い、そして会社の危機時には再建の可能性や倒産処理の方法などについて一層の慎重さをもって考慮検討すべきことが、取締役の会社に対する善管注意義務の一内容として含まれるべきであると主張しており（吉原和志「会社の責任財産の維持と債権者の利益保護（三・完）」法協一〇二巻八号一四八〇頁）、近時更に有力な支持を得ている（江頭憲治郎『株式会社法第六版』五〇五頁）。

本件の立場は、このような見解に親和的である（「本件の無署名コメント」金判一四五二号四四頁、小出篤「判批」ジュリ一四七九号（平成二六年重判）一一二頁）。ただ、二点に注意すべきである。

一点目は、問題提起で示した通り、「会社事業を整理すべき注意義務」が問題とされていることである。

これまでの債権者の直接損害の回復を求める対第三者責任事案を見ると、会社に対する義務と並列あるいは独立して第三者に対する直接的義務が言及されているケースがある。近時の事件では、静岡地判平成二四年五月二四日判時二一五七頁では、建築請負工事未完成のまま倒産した請負会社に対し代金前払をした消費者が被った損害の賠償を求めた事案において、契約条件よりも前倒しの入金を顧客に要請し、請負会社の資金繰りの逼迫を解消しようとした代表取締役の忠実義務に著しく違反した任務懈怠があったとした。判示部分には任務概念につき明確に示されていない

が、「同社の経営が逼迫している状況下では、同社に損害賠償義務を負わせたり、同社の取引先に想定外の損害を及ぼしたりしないように、取引の方法等について慎重に検討し、究極的には事業の廃止を含めた予防策や善後策を講ずべき善管注意義務ないし第三者に対する義務を負うべき」との原告側の主張に呼応している義務内容であると推察され、（会社に対する）善管注意義務と第三者に対する義務が並列して発生しているかのような説明をしている（なお、控訴審（東京高判平成二五年四月二五日ＬＥＸ／ＤＢ文献番号２５５０５８１８）では、「富士ハウスの倒産が必至ということになれば、富士ハウスは請負契約上の自らの義務を当初の約定どおりに履行することが困難になることが予見できるのであるから、顧客に不必要な損害の拡大が生じないようにするため、速やかに、前払いの働きかけを中止するべき義務があったというべきである」として、顧客への配慮が前面に出されている）。これら判示を前提とすると、第三者に対する配慮が何故会社との関係における任務となるのかの説明に窮するし、それが一部にでも会社に利益をもたらせば、第三者との間で有責であるとしても、会社との間では任務懈怠を認定しづらい。なお、大阪高判平成二六年一二月一九日判二二五〇号八〇頁では、経営が悪化した会社が手形を振り出して建設資材を購入した後に倒産手続に突入した事案において、「被控訴人としては、控訴人等会社債権者にそれ以上の損害を与えることを避けるために、取引の停止や倒産処理等を検討し、選択すべきであったのにこれを怠り、……重大な過失による任務を懈怠した」としており、取引停止や倒産処理の検討・選択が（会社に対する）任務であるとの判示がなされ、本件判示と親和性があるように思える（吉田正之「判批」金判一四八四号二頁参照）。

本件では原告の主張を受けて裁判所は「整理すべき注意義務」を議論している。これにより、会社の整理は、究極的には債権者の損害の拡大を防止することが目的であろうが、整理自体の目的は危機に陥った会社の事務処理であるため、取締役は会社のために行動しているといえる。それゆえ、受任者である取締役の委任者である会社に対する善管注意義務の一環にあると整理しやすいかもしれない。また、会社財務健全時には会社の残余権は株主にあるが、債務超過以降には株主の残余権が失われ債権者の利益が前面に出てくる点を捉え、取締役が負うべき信認義務の相手が株主から債権者へとシフトするとの見解（落合誠一『会社法要説』一一四頁）がしきりに主張されている。通常の委

任契約における受任者の善管注意義務の内容には、受任者が事務を遂行するときには委任者の利益を追求すべきであるとの義務が含まれている（幾代通＝広中俊雄編『新版注釈民法（16）債権（7）』二二二頁（中川高男））。これに対し、委任契約は会社と取締役の間に存在し、確かに受任者である取締役は委任者である会社の利益を追求して委任事務である会社経営を処理する必要があろうが、そもそも会社はその背後にある株主による出資によって形成された集合体であり、権利義務の帰属点としてその固有の財産が構築されているが、法人自身固有の利益がなく、結局はその背後にある出資者の利益の最大化を考慮しなければならない。そして、債務超過発生後には、その背後にある出資者の利益が後退し、債権者の利益が前面に出てくる。よって、取締役は会社に対して善管注意義務を負うが、債務超過時において、その善管注意義務の内容である会社の利益の最終的な帰属主体は背後にいる債権者となり、本件における「清算すべき注意義務」は、最終的には債権者の利益のための、会社に対する任務と整理することができよう。

二点目は、整理すべきか否かの判断は「経営判断」であると明言していることである。対第三者責任事例において経営判断原則の適用が問題となった事例は間接損害事例ばかりであり、直接損害事例において経営判断原則を明示的に適用した例は見当たらない（澤口実＝小林雄介「役員の第三者責任の活用」銀行法務21・七六六号一八頁。しかし、経営判断原則を意識したとされる判断がなされた事例が幾つかある。東京地判昭和五七年九月三〇日判タ四八六号一六八頁、大阪高判昭和六一年一一月二五日判時一二二九号一四四頁。東京地判平成九年一月二八日判タ九五七号二四七頁は重過失を認定する際に経営判断原則を援用するといった判示がなされている。近藤光男編『判例法理経営判断原則』一五頁（近藤光男）参照）とされており、この点でもこの判決は注目に値する。

経営判断原則は、委任関係に基づき会社から経営を委ねられている取締役に、受任者としての判断に裁量の範囲を認めることにその理論的根拠（宮島司『新会社法エッセンス〔第四版補正版〕』二三九頁、山本爲三郎『会社法の考え方〈第九版〉』一八八頁）があるので、当然ながら取締役の対会社責任を中心に議論されてきたものであり、そのような経営判断原則が対第三者責任との関係においても適用されるかが議論されてきた。これについては、自己破産申立後もその事実を秘匿した状況で代表取締役が買掛取引

を継続した会社における他の取締役の監視義務違反が問題となった事案において、「第三者との関係においては、経営が逼迫している状況下では、その損害を回避するため、事業の縮小・停止、場合によっては破産申し立てをすべきではないかを慎重に検討する必要がある」と判断した事例（福岡高宮崎支判平成一一年五月一四日判タ一〇二六号二五四、二六三頁）があり、対会社責任事例とは異なる基準で経営判断原則を適用したと評価されている（中村康江「判批」法時七三巻一二号九三頁）。

学説においても、「倒産方法選択の失敗」を例にとり、倒産と直接関連する責任を追及する際には、通常時と異なり倒産ないしそれに近い状態に入ってからは会社債権者に対する関係における注意義務が加重されるので、より厳格な「経営判断」の基準が適用されるべきと理論的に探究する見解（谷口安平「倒産企業の経営者の責任」『民事執行・民事保全・倒産処理（下）』一二七頁）も存在する。また、①リスクを取ることなしに企業経営があり得ないこと、②企業経営の素人である裁判官による後知恵に基づく判断がなされる恐れがあること、③取締役を選任し、また、分散投資によるリスク回避が可能となる株主に経営判断のリスクを負担させ、取締役に負担させることが不当であること、といった経営判断原則の政策的根拠（吉原和志「取締役の経営判断と株主代表訴訟」小林秀之＝近藤光男編『新版株主代表訴訟大系』八六頁）が対第三者責任にも妥当するなどといった理由により、経営判断原則の適用を肯定する見解が有力である（小出・前掲一一二頁。近藤光男『取締役の損害賠償責任』三〇頁は制度趣旨を生かす方向を志向する）。ただ、政策的根拠③は対第三者責任に対する経営判断原則適用の否定論にもつながり得る余地がある（吉原「取締役の経営判断」九〇頁注32）が、取締役と債権者とのリスク配分の問題として捉え直せばよい（近藤『取締役の損害賠償責任』三〇頁）。しかし、対第三者責任により保護対象となる債権者は自衛できない零細債権者である可能性が高い。よって、分散投資できる株主像から自衛できない債権者像へとモデルが移動するに伴い、取締役との間のリスク分配程度が変更することは否めない。その点では、取締役の善管注意義務が高度化したり、裁量の範囲が狭められたりする可能性は認められる。いずれにせよ、対会社責任事例とは異なる、おそらく高度化された基準で経営判断原則を適用するとの見解が有力のようである。

ただ、本件判示では、高度化された基準の経営判断原則が適用されたか否かを即座に判断することはできない。確

かに、事業の継続又は整理によるメリットとデメリットを「慎重に」比較検討するように求め、慎重な経営判断が要求されているようにも読める。しかし、それとともに、本件判示において、本件経営判断の過程、内容の著しい不合理性を判断する際には、対第三者責任が「単なる任務のけ怠だけではなく、「悪意又は重大な過失」に限定している点も十分に斟酌すべきである」と判示している点を捉え、取締役に広い裁量を持たせるべきであると裁判官が考慮している可能性について、本件無署名コメントが言及している（金判一四五二号四四頁、ただ、コメント筆者はそのような可能性を指摘するに留める。なお、近藤『取締役の損害賠償責任』三〇頁、森本滋「経営判断と「経営判断原則」」田原睦夫古稀『現代民事法の実務と理論』六七八頁も対第三者責任が軽過失を免責しているため、取締役の職務執行に際して広範な裁量の余地を認めるなど、取締役の責任が厳格になりすぎることがないように考える必要があると指摘する）。もしもこの判示部分に意味を見出してしまえば、高度化された注意義務・経営判断原則との関係性の説明に窮する。本件でも、三のあてはめの段階で述べるように、取締役の責任が厳格になりすぎることがないようにするための考慮が働いた可能性がある。

なお、昭和一三年改正により取締役の破産申立義務が廃止されたことを受け、債務超過後であっても資金繰りが見込める状況においては事業継続しても善管注意義務違反とはならないことを判示したことを強調する評釈（大塚和成「判批」銀行法務21・七八四号一〇一頁）がある。近時、倒産申立義務の復活論が俄かに沸き立っている（山本和彦「ドイツ型倒産法制導入の是非」ビジネス法務一三巻七月号三九頁）。同復活論は、会社債務超過時には義務という形で取締役に倒産申立を促すため、同時点における取締役の裁量の範囲を狭める効果を持ち、これは上記義務厳格化の一手段であるかもしれないが、本件はこの結論を採らない（ドイツ法の現状からも（拙稿「「倒産申立義務」復活論に関する一考察」正井章筰ほか編『ドイツ会社法研究』（二〇一六年四月刊行予定）、日本の倒産実務からも（園尾隆司「破産者への制裁の歴史と倒産法制の将来」民事訴訟雑誌六一号八〇頁）、この結論は取り得ない。なお、倒産申立を回避するためのオルタナティブな行動をも取締役の選択肢に入っているので、倒産申立義務を課すことが必ずしも取締役の裁量の範囲を狭める効果を有するわけではないとの反論もあり得るが、義務として課されている以上、倒産申立へのスクリーニングがなされている危険性も否定

できない。この点についても拙稿・第二節2（3）③参照）。

本件は、会社整理に関しては取締役の経営判断事項であると明言し、「判断の過程と内容に著しく不合理な点があるかどうか」が審査対象であると定式化するが、判決文を見ても判断内容の不合理性の検討しか行っておらず、その意味で経営判断原則を持ち出す必要があったのか疑問を呈する見解（小出・前掲一一二頁）がある。既に最高裁はアパマンショップ判決（最判平成二二年七月一五日判時二〇九一号九〇頁）により本件とほぼ同様の判断基準が定立されたとはいえ、「判断過程合理性」と「決定内容合理性」との関係を「または」とするのか「かつ」とするのか、また、両者を明確に分けて議論できるのか、依然として議論が残っている（高橋英治「ドイツと日本における経営判断原則の発展と課題〔下〕」商事二〇四八号四四頁、森本・前掲六七四頁）。判断内容の「著しい不合理性」は、判断過程さらには事実認識過程を合わせた総合的観点から判断されるべきである（森本・前掲六七六頁）ので、本件でもそのように法理を適用したと理解すればよかろう。

三　本件では結論として、清算時期選択につき著しい不合理性がなかったとして請求が棄却されている。本件では、判決文を見る限り、粉飾決算などの誤魔化し行為を行わず（例えば、前掲・静岡地判平成二四年では会社の延命を図るために代表取締役が粉飾決算を行うなどしていた）、あくまでも会社の財務状況を見定め、なるべく会社を延命させつつ、清算のタイミングを計っていたように思える。しかし、本件では、既述のような、取締役の責任が厳格になりすぎることがないような考慮が働き、請求棄却という結論に至ったのではないかと考える。すなわち、平成一九年度及び平成二〇年度の推移をみると、債務超過に陥っているものの、相応の売上高を上げ、資金繰りもできていたため事業を延命させる判断をしても仕方ないのかもしれない。しかし、平成二一年度及び平成二二年度には、漁業区域違反による操業停止処分が科されたことが原因となり売上高が減少して買掛金の支払ができなくなった。漁船区域内操業は漁業運営者にとって最低限の法令遵守事項であり、これを原因とする操業停止の結果が取締役に課されても文句は言えまい。さらに、買掛金決済ができなくなったことが原因となり、サイトを短縮した手形を振り出して早期支払を企図するようになった平成二二年の時点で、そろそろ会社の整理も選択の余地に入れるべきであったように思われ、この時点で対第三者責任を認める分岐点となり得る余地が

あったのではないかと考える。厳しい判断に思われるかもしれないが、この点で判旨三の判断には疑問を呈しておく。なお、最後に、判決ではY_1の対会社債権の破産手続における処遇について詳しく触れられていないので、破産債権として処理された可能性がある。本来なら、放棄か劣後処理を促すなどして、一般債権者に対する弁済を優先させる必要があろう。その点においても、Y_1の行動には疑問が残る。

武田　典浩